



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月31日金曜日 第1747号

◇ 目 次 ◇

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則.....	253
職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	253
愛媛県補助金等交付規則.....	254
愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則.....	258
知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則.....	258
生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	258
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....	259
通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則.....	259
建築士法施行規則等の一部を改正する規則.....	263

告 示

特約業者の指定.....	264
不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の一部改正.....	264
医療機関の指定.....	266
指定医療機関の廃止.....	266
結核予防事業費補助金交付規程の一部改正.....	266
指定居宅支援事業者の指定（2件）.....	266
愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部改正.....	266
愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部改正.....	266
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	267
新たな土地改良事業の施行の認可.....	267
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	267
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	268
保安林の指定.....	268
保安林の指定の解除.....	268
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	268
コイの持ち出しの制限をする水域.....	268
公有水面埋立免許.....	268
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	269
港湾施設の概要.....	270
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	270
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	270
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	271
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	271
道路の供用開始（"）.....	271
道路の区域変更（県道美川内線外）.....	272
道路の供用開始（"）.....	272
道路の区域変更（県道吉田宇和島線外）.....	272
愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....	273
都市計画の変更（一部変更）.....	273
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）.....	273

教育委員会規則

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則..... 273

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則及び県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則.....	274
ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則の一部を改正する等の規則.....	274

教育委員会告示

愛媛県教職員報賞規程の一部改正.....	275
----------------------	-----

教育委員会訓令

愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令.....	275
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	275
---------------------	-----

雑 報

内水面漁場管理委員会指示.....	275
-------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第15号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項に次の1号を加える。

- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図るために使用する場合であつて、その使用が一時的で、かつ、営利を目的としないものであるとき。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第41条」を「第2条第1項第8号、第3条第5項及び第6項、第4条第6項、第14条第8項並びに第41条並びに附則第4項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(電磁的記録の提出方法)

第2条 条例第2条第1項第8号に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と旅費の支払担当者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(職員の公務のための旅行に係る事務を処理するためのものに限る。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、旅費の支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

第3条 削除

第6条を次のように改める。

(旅行命令簿等の記録事項又は記載事項及び様式)

第6条 条例第4条第6項に規定する旅行命令簿等の記録事項又は記載事項及び様式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行命令簿等を電磁的記録により作成する場合 別表第1
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア イに掲げる旅行以外の旅行 別表第1。ただし、職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のうち、条例第25条に規定する日額旅費を支給しない旅行で任命権者が適当と認めるものについては、別表第1の2
イ 条例第25条第1項第2号に規定する職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行 別表第1の3

第8条中「書類」を「資料」に改める。

第9条を次のように改める。

(旅費の請求書の種類、記録事項又は記載事項及び様式)

第9条 条例第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記録事項又は記載事項及び様式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅費請求書を電磁的記録により作成する場合(条例第29条に規定する旅費又は条例第37条に規定する死亡手当を請求する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア イに掲げる場合以外の場合 別表第2の第1号様式の1による旅費請求書

イ 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び条例第24条(条例の他の条文において準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合 別表第2の第2号様式による旅費請求書

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア イ及びウに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合 別表第2の第1号様式の1による旅費請求書。ただし、第6条第1号ただし書に規定する旅行の旅費を請求する場合には別表第2の第1号様式の2、条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び条例第24条(条例の他の条文において準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には別表第2の第2号様式による旅費請求書

イ 条例第25条に規定する日額旅費(研修日額旅費を除く。)を請求する場合 別表第2の第3号様式による旅費請求書

ウ 条例第29条に規定する旅費又は条例第37条に規定する死亡手当を請求する場合 別表第2の第4号様式による旅費請求書

2 条例第14条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、別表第3に掲げる書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)とする。

第10条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第13条中「東京都、」を「東京都の特別区の存する地域並びに」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、「第11条の3第2項第1号」の下に「から第4号まで」を加え、「甲地(以下「甲地」を「地域手当の級地(次条において「特定級地」に改める。

第14条中「甲地以外の甲地」を「地域以外の地域で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地」に改める。

別表第1(表)備考に次のように加える。

6 電磁的記録により作成する場合における認印は、不要とする。

別表第2(第1号様式の1)備考に次のように加える。

6 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要とする。

別表第2(第2号様式)備考4中「住民票」の下に「(電磁的記録により作成する場合は、当該住民票に記載すべき事項を記録した電磁的記録)」を加え、同様式備考に次のように加える。

5 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費支給等に関する規則第9条、第13条及び第14条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第17号

愛媛県補助金等交付規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金

- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
(補助事業者等及び間接補助事業者等の責務)
- 第3条** 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行わなければならない。
(補助金等の交付の申請)
- 第4条** 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、知事の定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に知事が定める書類を添え、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
(補助金等の交付の決定)
- 第5条** 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
(補助金等の交付の条件)
- 第6条** 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を

除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内(知事が別に期日を定めたときは、その期日まで)に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない。間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第12条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事が指定する期日までにとらないときは、第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（補助金等の交付）

第16条 知事は、第14条の規定による補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

（決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項又は第2項の処分をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金）

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼ

りそれぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

(5) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの

(帳簿書類の備付け)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第24条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期する

ため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定であった補助金等については、なお従前の例による。

(愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則の一部改正)

3 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則(昭和48年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の下に「、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか」を加える。

第14条の見出し中「補助又は」を削り、同条第1項中「補助金若しくは」を削り、同条第1号中「補助金の交付又は」を削り、同条第2号中「補助事業」を「助成対象事業」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条の見出しを「(帳簿書類及び台帳の備付け)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該助成対象事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(財産の管理)

第17条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 助成事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

(愛媛県土木費補助規則の一部改正)

4 愛媛県土木費補助規則(昭和39年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条に次の1項を加える。

3 起業者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第19条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（財産の管理）

第19条 起業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 起業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、起業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

○愛媛県規則第18号

愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県行政書士法施行細則（昭和26年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び作製した書類の枚数」を削る。

様式第4中「様式第4」を「様式第4（第13条関係）業務に関する帳簿」に改め、書類の枚数の欄を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県行政書士法施行細則様式第4の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第19号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛

媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第35条」を「第36条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「精神病入院要否意見書」を「精神疾患入院要否意見書」に改める。

様式第32号中「精神病入院要否意見書」を「精神疾患入院要否意見書」に改める。

様式第36号中

Table with 2 columns: '精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条' and '有 無'. Row 1: 'その他'.

を

Table with 2 columns: 'その他'.

に改める。

様式第37号中「要介護状態区分」を「要介護状態等区分」に、「要支援・」を「要支援1・2・経過的要介護・要介護」に、「指定居宅介護支援事業者名」を「指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名」に、

Table with 4 columns: '居宅介護', '訪問介護', '施設介護', '介護老人福祉施設'. Includes '本人支払額' and '円'.

を

Table with 4 columns: '居宅介護', '訪問介護', '施設介護', '介護老人福祉施設'. Includes '本人支払額' and '円'.

に改め、

Table with 2 columns: '精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条' and '有 無'.

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の生活保護法施行細則(以下「旧規則」という。)様式第32号の規定により提出されている書類は、改正後の生活保護法施行細則(以下「新規則」という。)様式第32号の規定により提出された書類とみなす。

3 新規則様式第36号及び様式第37号の規定は、この規則の施行の日以降の医療又は介護に係る請求分については、適用し、同日前の医療又は介護に係る請求分については、なお従前の例による。

4 この規則施行の際現にある旧規則様式第32号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第21号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 17の部アの項使用料金額の欄中「150円」を「130円」に改め、同部イ(ア)の項同欄中「1,120円」を「960円」に改め、同部イ(イ)の項同欄中「1,040円」を「960円」に改め、同部イ(ウ)の項同欄中「880円」を「760円」に改め、同部ウの項同欄中「440円」を「400円」に改め、同部オ(ア)aの項同欄中「1,120円」を「1,040円」に改め、同部オ(ア)bの項同欄中「1,040円」を「960円」に改め、同部オ(イ)の項同欄中「2,000円」を「1,920円」に改め、同部カ(ア)の項同欄中「1,840円」を「1,680円」に改め、同部カ(イ)の項同欄中「960円」を「880円」に、「1,360円」を「1,200円」に、「1,840円」を「1,600円」に改め、同部キ(ア)の項同欄中「1,840円」を「1,600円」に改め、同部キ(イ)の項同欄中「3,280円」を「2,880円」に改め、同部キ(ウ)の項同欄中「3,920円」を「3,360円」に改め、同部キ(エ)の項同欄中「3,280円」を「3,760円」に改め、同部ク(ア)の項同欄中「1,600円」を「1,520円」に改め、同部ク(イ)の項同欄中「1,680円」を「1,520円」に改め、同表18の部ア(ア)の項同欄中「130円」を「120円」に改め、同部ア(イ)の項同欄中「320円」を「270円」に改め、同部イの項同欄中「130円」を「120円」に改め、同部ウ(ア)の項同欄中「280円」を「250円」に改め、同部ウ(イ)の項同欄中「480円」を「440円」に改め、同部エの項同欄中「2,000円」を「1,760円」に改め、同部キの項同欄中「240円」を「210円」に改め、同表19の部血液末梢血液一般検査(血球数、血色素、ヘマトクリット等)の項同欄中「210円」を「180円」に改め、同部血液血液像の項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部血液血液型(ABO式、RH式)の項同欄中「190円」を「160円」に改め、同部血液クームス試験の項同欄中「270円」を「

240円」に改め、同部血液総ビリルビン、アルブミン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、アルカリフォスファターゼ、尿素、コリンエステラーゼ - GTP、中性脂肪、無機成分等の項試験項目の欄中「尿素」を「尿酸」に改め、同項使用料金額の欄中「90円」を「80円」に改め、同部血液膠質反応、クレアチニン、グルコースの項同欄中「90円」を「80円」に改め、同部血液リン脂質、 - リポ蛋白の項同欄中「130円」を「120円」に改め、同部血液総脂質、遊離脂肪酸の項同欄中「140円」を「120円」に改め、同部血液HDL - コレステロール、総コレステロール、トランスアミナーゼ(GOT、GPT)、P及びHPO4の項同欄中「150円」を「130円」に改め、同部血液総鉄結合能、不飽和鉄結合能の項同欄中「160円」を「130円」に改め、同部血液C反応性蛋白(CRP)定性の項同欄中「150円」を「130円」に改め、同部尿ポルフィリン定性等の項同欄中「90円」を「80円」に改め、同部糞便ヘモグロビンの項同欄中「350円」を「300円」に改め、同表20の部ウイルス抗体価測定(同欄)の項同欄中「680円」を「600円」に改め、同部HTLV - 1抗体(PA法)等の項同欄中「760円」を「680円」に改め、同部HIV - 1抗体(EIA法、PA法)の項同欄中「1,040円」を「960円」に改め、同部HIV - 1、2抗体(EIA法、PA法)の項同欄中「1,120円」を「960円」に改め、同部単純ヘルペスウイルス特異抗原の項同欄中「1,520円」を「1,360円」に改め、同部HIV抗体価精密測定(同欄)の項を次のように改める。

HIV - 1 抗体価精密測定	同	2,240円
-----------------	---	--------

別表第1 20の部HIV - 1抗体価精密測定(同欄)の項の次に次のように加える。

HIV - 2 抗体価精密測定	同	2,960円
-----------------	---	--------

別表第1 20の部B型肝炎関連抗原抗体検査(HBs抗原)の項使用料金額の欄中「270円」を「230円」に改め、同部同(HBs抗体)の項同欄中「280円」を「250円」に改め、同部HCV抗体価精密測定(同欄)の項同欄中「1,120円」を「960円」に改め、同部HCV核酸同定検査(同欄)の項同欄中「3,280円」を「2,880円」に改め、同表22の部リンパ球幼若化検査(同欄)の項同欄中「2,720円」を「2,320円」に改め、同部リンパ球サブセット検査(同欄)の項を削り、同部皮内反応検査(同欄)の項の次に次のように加える。

結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン測定	同	3,280円
------------------------	---	--------

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第22号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則（平成12年愛媛県規則第21号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通訳案内士法施行細則

第1条中「通訳案内業法施行規則」を「通訳案内士法施行規則」に、「通訳案内業法（昭和24年法律第210号）」を「通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下「法」という。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「第12条第1号」を「第16条第2項第1号」に改め、同条第1号中「及び生年月日」を「、生年月日及び年齢」に改め、同条を第2条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（登録抹消事由届出書等）

第3条 省令第21条第1項に規定する登録抹消事由届出書は、通訳案内士登録抹消事由届出書（様式第1号）によらなければならない。

2 省令第21条第3項の規定に該当する者にあつては、前項の届出書に住民票の抄本を添付しなければならない。

第4条を次のように改める。

（通訳案内士登録簿の閲覧）

第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、愛媛県経済労働部観光国際局国際交流課に通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある通訳案内士登録簿閲覧申込書（様式第2号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。

(2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。

(3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 登録簿の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。

(5) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することがある。

7 登録簿の閲覧は、無料とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係) 通訳案内士登録抹消事由届出書

通訳案内士登録抹消事由届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
氏名
続柄

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 通訳案内士の氏名及び住所(その相続人が届出を行う場合に限る。)	
4 抹消の事由	
5 抹消の期日	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 通訳案内士登録証
- (2) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第25条第1項第2号又は第3号(同法第4条第1号に該当する場合に限る。)に該当することとなった旨の届出をしようとする場合にあっては、その旨を証する書面
- (3) 通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)第21条第3項の規定に該当する者にあっては、住民票の抄本

様式第2号(第4条関係) 通訳案内士登録簿閲覧申込書

通訳案内士登録簿閲覧申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
申込者 氏名
電話番号() -

通訳案内士の氏名(すべての通訳案内士登録簿の閲覧をしようとする場合にあつては、その旨)

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

建築士法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

建築士法施行細則等の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第5号及び第18条の4第1項第1号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第6号様式中「の役員の氏名」の下に「又は名称」を加える。

(愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第2条 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第8条第5号中「和議、会社整理」を「再生」に改める。

(愛媛県養鶏振興法施行細則の一部改正)

第3条 愛媛県養鶏振興法施行細則(昭和36年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「役員の氏名」の下に「又は名称」を加える。

(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第4条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名又は名称」に改める。

(愛媛県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県卸売市場条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「資本」を「資本金」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「営業」を「事業」に改める。

第14条第1項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

第16条第2項第1号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

様式第9号2の項中「営業」を「事業」に改める。

様式第15号第2 1(1)中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名		

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名又は名称		

改め、同様式注9(14)中「写し」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第6号中

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名		

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名又は名称		

改め、同様式注9(14)中「写し」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第11号中

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名		

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名又は名称		

改め、同様式注6(9)中「写し」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第12号中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)第7条第5項第4号りに規定する役員		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)第7条第5項第4号りに規定する役員		
(ふりがな)	役職名・呼称	住所
氏名又は名称		

改め、同様式注6(3)エ中「写し」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

(愛媛県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第7条 愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(裏)中「、会社整理開始」を削る。

(愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年愛媛県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び様式第1号6(2)中「資本」を「資本金」に改める。

(愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

第9条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			を
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名	役職名・呼称	住所	」

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			に
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名又は名称	役職名・呼称	住所	」

改め、同様式注5(13)中「後見登記事項証明書」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第3号中

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			を
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名	役職名・呼称	住所	」

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			に
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名又は名称	役職名・呼称	住所	」

改め、同様式注5(14)中「後見登記事項証明書」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第5号中

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			を
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名	役職名・呼称	住所	」

役員(法第14条第5項第2号ニ規定する役員をいう。)(申請者が法人である場合)			に
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名又は名称	役職名・呼称	住所	」

改め、同様式注5(1)ス中「後見登記事項証明書」の下に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第6号中「役員の氏名」の下に「若しくは名称」を加える。

(愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第10条 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第4号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第465号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
新居浜シェル石油株式会社 代表取締役 森貴公英	新居浜市中須賀町二丁目10番18号	平成18年 3月29日

○愛媛県告示第466号

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員
の身分証明書(昭和47年12月愛媛県告示第1173号)の一部
を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第9条の4第2項」を「第9条第2項」に改める

。様式(表)中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 省略

○愛媛県告示第 467 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 日 月 日
2742	増 田 潤	ますだクリニッ ク	宇和島市伊吹町字 シツソウ甲1155 - 7	平成18年 3月7日
2743	鎌 倉 聡	かまくら歯科ク リニッ ク	伊予郡松前町鶴吉 806	平成18年 3月9日
2744	中 野 吉 朗	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜 木1番耕地240 - 1	平成18年 3月16日
2745	中 川 孝	東若宮 中川脳 神経外科クリニ ック	大洲市東若宮8 - 7	平成18年 3月16日

○愛媛県告示第 468 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

○愛媛県告示第 470 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300195134	社会福祉法人共生福 社会	南宇和郡愛南町中川 1410番地1	久保克巳	児童短期入所	いちごの里	南宇和郡愛南町中川 1410番地1	平成18年 3月23日

○愛媛県告示第 471 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100219118	特定非営利活動法人 フラット	今治市新谷乙223番 地72	角森美保	身体障害者居 宅介護	特定非営利活動法人 フラット居宅介護事 業所	今治市北宝来町三丁 目1-13	平成18年 3月31日

○愛媛県告示第 472 号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月25日愛媛県告示第956号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「関しては」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 日 月 日
10593	有限会社 フクダ薬局	フクダ薬局	西条市神拝甲467 - 5	平成16年 5月31日

○愛媛県告示第 469 号

結核予防事業費補助金交付規程（昭和43年6月愛媛県告示第593号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「交付する」の下に「ものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる」を加える。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を削り、第13条を第11条とする。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条中「整備」の下に「し、これを当該補助事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間」を加え、同条を第15条とする。

○愛媛県告示第 473 号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和46年8月17日愛媛県告示第698号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分

の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「関しては」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条中「整理」の下に「し、これを当該補助事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間」を加え、同条を第14条とする。

○愛媛県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ今治阿方店
今治市阿方字山之間甲 371 番 2 外23筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地
代表取締役 原田 昭彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地
代表取締役 原田 昭彦
株式会社 宮脇書店
香川県高松市丸亀町 4 - 8
代表取締役社長 宮脇 富子
株式会社 レデイ薬局
愛媛県松山市南江戸 4 丁目 3 番地37号
代表取締役 三橋 信也
株式会社 大創産業
広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地の60
代表取締役 矢野 博丈
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年11月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,821平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
240台
イ 駐輪場の収容台数

50台

ウ 荷さばき施設の面積

164.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

41.9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ西日本株式会社

株式会社 宮脇書店

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

株式会社 レデイ薬局

株式会社 大創産業

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成18年3月6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・船川地区）の施行を平成18年3月22日認可した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の

規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（市単独土地改良事業（農道）・古川乙地区）の施行に平成18年3月22日同意した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）の施行に平成18年3月22日同意した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳好地区）の施行に平成18年3月22日同意した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高山地区）の施行に平成18年3月22日同意した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
宇和島市津島町御内8
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市光明寺2丁目乙87の8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第482号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船及び網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年3月31日から4月14日まで

○愛媛県告示第483号

平成18年愛媛県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められ、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

御舟川水系（御舟川）、新町川水系（新町川、本陣川）及び新川水系（新川）並びにこれらと接続一体をなす内水面

○愛媛県告示第484号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年3月31日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
西条市
西条市明屋敷164番地
代表者 市長 伊藤 宏太郎
西条市大町244番地の4
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
西条市ひうち字西ひうち7番7、7番6及び7番16の地先公有水面
 - イ 区域
次の1点から5点を順次直線で結んだ線及び5点と

1点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D・L・+3.40メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15秒8675、東経133度12分15秒3700の地点

1点は、基点から真北293度08分19秒1.628.74メートルの地点

2点は、1点から真北343度52分44秒12.00メートルの地点

3点は、2点から真北73度52分44秒0.60メートルの地点

4点は、3点から真北343度52分44秒38.00メートルの地点

5点は、4点から真北73度52分44秒199.05メートルの地点

ウ 面積

9,959.40平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西条市ひうち字西ひうち7番7及び7番6の陸域並びに同市ひうち字西ひうち7番7、7番6及び7番16の地先公有水面

イ 区域

次のA点からD点を順次直線で結んだ線及びD点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地の国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15秒8675、東経133度12分15秒3700の地点

A点は、基点から真北294度07分47秒1.626.13メートルの地点

B点は、A点から真北343度52分44秒190.00メートルの地点

C点は、B点から真北73度52分44秒219.64メートルの地点

D点は、C点から真北163度52分44秒190.00メートルの地点

ウ 面積

41,730.90平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成18年3月29日

○愛媛県告示第485号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月31日

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市波方町波方甲1614番3から同乙481番50に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D・L・+4.38メートル）における公有水面と陸域との境界線、10の地点から14の地点を順次結んだ線及び14の地点と1の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D・L・+4.38メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10.0472秒、東経132度57分29.8545秒の地点

1の地点は、基点から27度32分19秒201.48メートルの地点

2の地点は、1の地点から31度32分20秒15.00メートルの地点

3の地点は、2の地点から121度33分44秒15.01メートルの地点

4の地点は、3の地点から211度35分41秒5.31メートルの地点

5の地点は、4の地点から121度32分33秒100.31メートルの地点

6の地点は、5の地点から31度32分08秒95.01メートルの地点

7の地点は、6の地点から121度32分34秒44.71メートルの地点

8の地点は、7の地点から211度32分09秒184.63メートルの地点

9の地点は、8の地点から166度32分33秒8.83メートルの地点

10の地点は、基点から79度37分43秒178.72メートルの地点

11の地点は、10の地点から76度32分50秒5.55メートルの地点

12の地点は、11の地点から31度32分12秒37.68メートルの地点

13の地点は、12の地点から346度32分00秒7.07メートルの地点

14の地点は、13の地点から301度32分33秒134.72メートルの地点

(3) 面積

11,811.90平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年3月6日 愛媛県指令港第9号
 4 しゅん功認可年月日
 平成18年3月31日

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第486号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、北条港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
浮 棧 橋	松山市北条辻地先	延長70メートル1基 延長43メートル1基 延長10メートル1基

○愛媛県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番1地先から 同字333番91まで	旧	メートル 12.8～47.2	キロメートル 0.123	
			新	43.6～133.6	0.123	

○愛媛県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番91から 同字乙555番110まで	旧	メートル 22.0～58.5	キロメートル 0.057	
			新	22.5～63.4	0.057	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番137から 同字乙555番91まで	旧	43.8～45.1	0.011	
			新	45.1～49.0	0.011	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番121から 同字乙555番122まで	旧	7.3～17.0	0.075	
			新	11.2～24.5	0.075	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71	旧	4.6～8.0	0.117	
			新	9.0～14.5	0.117	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71	旧	4.6～7.5	0.089	
			新	5.4～20.4	0.089	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番180から 同字乙555番71地先まで	旧	4.8～28.7	0.090	
			新	9.4～32.7	0.090	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71	旧	3.0～9.0	0.160	
			新	11.3～23.4	0.160	

"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番142から 同字乙555番71まで	旧	6 5 ~ 14 5	0 .011	
			新	13 5 ~ 15 0	0 .011	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71から 同字乙555番115まで	旧	3 4 ~ 17 8	0 .166	
			新	7 2 ~ 23 6	0 .166	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番124から 同字乙555番74まで	旧	4 0 ~ 24 0	0 .180	
			新	11 0 ~ 34 2	0 .180	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番75	旧	3 6 ~ 15 8	0 .345	
			新	7 8 ~ 20 0	0 .345	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番75	旧	3 8 ~ 20 0	0 .446	
			新	5 2 ~ 21 4	0 .446	

○愛媛県告示第 489 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字大黒新田223番 1 地先から 同市氷見字蛭子新田甲 9 番 5 まで	旧	メートル 14 6 ~ 79 2	キロメートル 0 .749	
			新	10 7 ~ 79 2	0 .749	
"	"	西条市禎瑞字高丸壱番1773番 3 から 同市禎瑞字加茂四番951番 3 まで	旧	15 2 ~ 33 4	1 395	
			新	9 7 ~ 27 5	1 395	
"	"	西条市古川字中條甲148番69地先から 同市樋之口字龍出347番 1 地先まで	旧	35 7 ~ 48 8	0 488	
			新	15 5 ~ 35 6	0 488	

○愛媛県告示第 490 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙504番15から 同市別子山筏津乙504番14まで	旧	メートル 5 1 ~ 14 2	キロメートル 0 .196	
			新	10 2 ~ 30 3	0 .184	

○愛媛県告示第 491 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙504番15から 同市別子山筏津乙504番14まで	平成18年3月31日

○愛媛県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町仕出45番2から 同町仕出84番2まで	旧	メートル 4.0～6.0	キロメートル 0.024	
			新	14.6～29.8	0.024	
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4759番2	旧	5.8～6.8	0.011	
			新	6.4～10.0	0.011	

○愛媛県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町仕出45番2から 同町仕出84番2まで	平成18年3月31日
"	"	上浮穴郡久万高原町東川6988番3	"
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4759番2	"

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	吉田宇和島線	宇和島市住吉町一丁目103番から 同市朝日町四丁目407番1まで	旧	メートル 11.8～18.0	キロメートル 0.066	
			新	12.0～35.8	0.066	
"	宇和島港線	宇和島市弁天町一丁目305番から 同市寿町二丁目1000番まで	旧	15.0～15.2	0.076	
			新	15.0～38.6	0.076	

○愛媛県告示第 495 号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第 496 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

松山市大可賀三丁目の一部

(2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。

なし

○愛媛県告示第 497 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、東予広域都市計画下水道事業西条公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和50年1月10日

平成25年3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市港字北新地、明屋敷字常盤巷、朔日市字寄合及び船屋字西新開地内

(2) 使用の部分

愛媛県西条市港字北新地から福沢字沢の前までの区間内、朔日市字寄合から下島山字馬上免までの区間内、樋之口字八丁から大町字北ノ丁までの区間内、神拝字船元から氷見字野部里までの区間内、明神木字徳地から明神木字宝地までの区間内、朔日市字寄合から大町字御舟川までの区間内、朔日市字与八郎新田から朔日市字徳助外新田までの区間内、朔日市字寄合から新田字市塚新田までの区間内、港字北新地から古川字江内までの区間内、港字北新地から喜多川字八丁までの区間内、及び船屋字西新開から下島山字石の脇までの区間内

○愛媛県告示第 498 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、東予広域都市計画下水道事業新居浜公共下水道（新居浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和35年3月9日

平成24年3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県新居浜市松神子三丁目、港町、菊本町二丁目、新田町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、清水町、垣生三丁目、長岩町及び阿島土地場内

(2) 使用の部分

愛媛県新居浜市菊本町二丁目から政枝町二丁目までの区間内、新須賀町三丁目から庄内町三丁目までの区間内、菊本町二丁目から宇高町四丁目までの区間内、菊本町二丁目地先から菊本町二丁目までの区間内及び垣生三丁目地内

○愛媛県告示第 499 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業八幡浜公共下水道（八幡浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和32年4月1日

平成24年3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市栗野浦、産業通

(2) 使用の部分

愛媛県八幡浜市栗野浦

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「月曜日」の下に「（愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館に勤務する職員に

あつては、毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日)」を加える。

(愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「月曜日(月曜日)」を「毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日(これらの日)」に改める。

- (1) 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)第6条第1項第1号
- (2) 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)第6条第1項第1号
- (3) 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)第6条第1項第1号

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

10級		3級15号給以上及び再任用教育職員4級		
9級		3級1号給から14号給まで及び再任用教育職員3級		
8級	3級16号給以上及び再任用教育職員4級	2級15号給以上で管理職にある者		
7級	3級1号給から15号給まで、2級23号給以上で管理職にある者及び再任用教育職員3級	2級15号給以上で管理職にある者		
6級				
5級	2級18号給以上	2級15号給以上		
4級				
3級	2級14号給から17号給まで及び再任用教育職員2級	2級11号給から14号給まで及び再任用教育職員2級	1級7号給以上及び再任用職員1級	2級
2級	2級2号給から13号給まで、1級12号給以上及び再任用教育職員1級	2級2号給から10号給以上及び再任用教育職員1級		
1級	1級2号給から11号給まで	1級2号給から10号給まで	1級1号給から6号給まで	1級

を

8級		3級45号給以上及び再任用教育職員4級
7級		3級1号給から44号給まで及び再任用教育職員3級
6級	3級53号給以上及び再任用教育職員4級	2級53号給以上で管理職にある者
5級	3級1号給から52号給まで、2級85号給	
4級		

	以上で管理職にある者及び再任用教育職員3級			
3級	2級65号給以上	2級53号給以上		
2級	2級49号給から64号給まで及び再任用教育職員2級	2級37号給から52号給まで及び再任用教育職員2級	1級45号給以上及び再任用職員1級	2級9号給以上
1級	2級1号給から48号給まで、1級及び再任用教育職員1級	2級1号給から36号給まで、1級及び再任用教育職員1級	1級1号給から44号給まで	2級1号給から8号給まで及び1級

に

改める。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費支給等に関する規則第2条第1号の表の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則及び県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則及び県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第一養護学校」を「しげのぶ特別支援学校」に改める。

- (1) 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)別表第4第一養護学校の部及び同表備考2
- (2) 県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(平成17年愛媛県教育委員会規則第11号)附則第4項及び第7項の表第一養護学校の項

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第5号

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則の一部を改正する等の規則

(ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則の一部改正)

第1条 ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料等減免規則

第1条中「使用料」の下に「及び利用料金」を加える。

第3条第1項中「教育機関」を「対象教育機関」に改め、同条第2項中「教育機関」を「対象教育機関」に改める。

第4条中「教育機関」を「対象教育機関」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第4条 教育機関を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)で、同条第8項の規定により当該教育機関の利用料金を収受しているものは、いよポイントとの引換えにより、当該教育機関の利用料金を減免するよう努めなければならない。

別表5の項を削る。

(愛媛県武道館管理規則の廃止)

第2条 愛媛県武道館管理規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県教職員報賞規程(昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

第2条中「並びに記念品」を削る。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

県立学校

愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令

愛媛県立学校修学旅行実施要領(昭和39年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3人以上でなければならない」を「2人以上で、校長が決定する」に改め、同項第1号中「の後期課程」を削り、「30人」を「30人程度」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「5人」を「5人程度」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成18年3月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームさや	松山市南斎院町1158番地
軽費老人ホーム	ケアハウスさや	松山市南斎院町1158番地

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成18年3月16日に次のとおり指示した。

平成18年3月31日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 森岡 惇一

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水

面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで